

# 船舶事故調査報告書

令和2年1月22日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	養殖施設損傷
発生日時	令和元年9月17日 17時10分ごろ
発生場所	宮城県気仙沼市岩井埼南東方沖 岩井埼灯台から真方位138° 1,200m付近 (概位 北緯38° 49.2′ 東経141° 36.8′)
事故の概要	漁船第二十八幸丸は、北進中、わかめ養殖施設に進入し、同施設のロープを切断した。
事故調査の経過	令和元年9月26日、主管調査官（仙台事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	漁船 第二十八幸丸、19トン K02-6971（漁船登録番号）、個人所有 第281-41838号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定 甲板員A、一級小型
負傷者	なし
損傷	本船 なし わかめ養殖施設 ロープに切損
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 東南東、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 高潮時
事故の経過	本船は、船長、甲板員Aほか12人が乗り組み、かつお一本釣り漁の操業後、気仙沼市気仙沼港に向けて航行を開始した。 本船は、船長が操舵室後部のベッドで休息し、甲板員Aが操舵室で当直につき、約10～11ノットの対地速力で自動操舵により北進中、‘岩井埼南東方沖に設置されたわかめ養殖施設’（以下「本件養殖施設」という。）に進入した。 本船は、プロペラに本件養殖施設のロープが絡まったが、自力で離脱した後、気仙沼港に入港した。 甲板員Aは、本件養殖施設が設置されていることを知らなかった。
分析	本船は、北進中、甲板員Aが、本件養殖施設が設置されていることを知らずに本件養殖施設に進入したことから、推進器に本件養殖施設のロープが絡まり、同ロープを切断したものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、北進中、甲板員Aが、本件養殖施設が設置されていることを知らずに本件養殖施設に進入したため、推進器に本件養殖施設のロープが絡んだことにより発生したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。

- |  |  |
|--|--|
|  | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 航行する水域について、水路調査を十分に行い、養殖施設等の位置を把握しておくこと。</li></ul> |
|--|--|